6　国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であって後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。

7　6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8　4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第百五十一条　国際事務局の供給する物品についての支払

1　国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

第百五十二条　利用者の資金提供による補助機関の組織

1　郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八条に規定する自己の権限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であって通常予算によって賄うことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関（その資金提供は任意とする。）を設立することができる。

2　郵便業務理事会は、同理事会の下に1に規定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。

2.1　任務

2.2　構成（当該補助機関の構成員の分類を含む。）

2.3　意思決定についての規則（当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と万国郵便連合の他の機関との関係を含む。）

2.4　投票及び代表についての原則

2.5　財政（出資、利用料等）

2.6　事務局の構成及び運営上の構造

3　利用者の資金提供による補助機関は、2に規定する枠組みであって、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、承認を得るために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。

4　管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。

5　国際事務局長は、管理理事会によって承認され、及び利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。

6　この条の規定に従って設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大会議に報告される。

第五章　仲裁

第百五十三条　仲裁手続

1　仲裁によって解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となっている事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。

2　紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従って行動することを要請し、及び権限を委任することができる。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。

3　係争当事者は、一又は三の仲裁者を指定することを選択する。

4　係争当事者が三の仲裁者を指定することを選択する場合には、各当事者は、係争に直接の利害関係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従って仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合には、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、単一の当事者とみなす。

5　当事者が三の仲裁者を指定することを合意する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

6　いずれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。

7　係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

8　国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加しない。

9　係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によって裁定が言い渡される前のいかなる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意した場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。

10　一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。

11　一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。

12　仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。

13　一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。

14　係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。

第六章　連合内で使用する言語

第百五十四条　国際事務局の業務用言語

1　国際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。

第百五十五条　書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1　連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2　公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3　書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によって構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によって発行する。

4　国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。